

○関東地方整備局告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和元年六月十八日

関東地方整備局長 石原 康弘

第1 起業者の名称 埼玉県

第2 事業の種類 一般国道407号改築工事（鶴ヶ島日高バイパス・埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字天神前地内から日高市大字森戸新田字藤久保地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字天神前、字新右エ門前及び字熊野前地内
埼玉県日高市大字森戸新田字熊野、字松林、字内久保及び字藤久保地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字天神前地内から日高市大字森戸新田字藤久保地内までの延長3,060mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道407号改築工事（鶴ヶ島日高バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である埼玉県は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない区間であり、起業者である埼玉県は、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条の規定による交付決定を受けていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道407号（以下「本路線」という。）は、栃木県足利市を起点とし、群馬県太田市等を経由して、埼玉県入間市に至る延長60.7kmの主要幹線道路である。

埼玉県内における本路線は、熊谷市と入間市を南北に結び、鶴ヶ島市内において高速自動車国道関越自動車道新潟線鶴ヶ島インターチェンジ及び一般国道468号首都圏中央連絡自動車道圏央鶴ヶ島インターチェンジへのアクセス道路として機能しているほか、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）の沿線には、各種商業施設や公共施設が立ち並んでいることから、地域住民による地域内交通にも利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることから、朝夕の通勤時間帯を中心に慢性的に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、日高市下高萩新田地内で20,871台/日であり、混雑度は1.30となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道

における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年12月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、ドジョウ、ワスレナグモ、カドコオオベソマイマイその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオミクリ、準絶滅危惧として掲載されているナガエミクリその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、埼玉県教育委員会と協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、鶴ヶ島市内の区間については平成3年10月1日に都市計画決定され、平成30年3月2日に変更決定された都市計画と、日高市内の区間については平成3年10月1日に都市計画決定された都市計画と、それぞれ交差点の隅切り部を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は慢性的に交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、鶴ヶ島市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、
法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 埼玉県鶴ヶ島市役所及び日高市
役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字天神前及び字
新右エ門前地内